

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和元年度 第1回 川西市損害評価会	
事務局(担当課)		市民環境部 産業振興課	
開催日時		令和元年8月26日(月) 午前10時30分～午前11時20分	
開催場所		川西市役所3階 301会議室	
出席者	委員	水口 充啓、庄田 徳男、清田 耕一、中西 能規	
	その他		
	事務局	森田主幹、高田	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		① 令和元年産水稲引受状況について ② 令和元年産水稲損害評価方法及び日程について ③ 令和元年度水稲共済損害防止事業について ④ 1県1組合化と今後の農業共済事業について	
会議結果		別紙のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>ただいまより第1回損害評価会を開催します。</p> <p>私は議長選出まで司会を務めさせていただきます、産業振興課の森田です。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の出席者は4名、欠席者は2名であり、委員6名中出席委員が過半数の3名を超えておりますので、川西市損害評価会運営要項第3条第2号に基づきまして、この会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは開会にあたりまして水口会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。本日は農繁期の何かとお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これからまた台風など自然災害やイノシシ、シカなど、獣害など被害の報告が入ってくるかも知れません。</p> <p>それに備えまして、評価委員会を行いたいと思っておりますので、皆様方本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは川西市損害評価会運営要綱第3条第1項に基づきまして、水口会長に議長をお願いしたいと思います。水口会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、川西市損害評価会運営要領第4条第2項に基づきまして、議長の指名におきまして、議事録署名人の選人を行います。</p> <p>議事録署名人は清田委員、中西委員にお願いいたします。</p> <p>それではただいまより、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1、令和元年産水稻引受状況について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料の1ページ横向きにしてご覧ください。</p> <p>今年度の水稻の引受ですけれども、引受の地区自体が、昨年度から5地区減っていて、18地区になっています。</p> <p>表の一番下の合計の欄をご覧ください。引受戸数が130戸、筆数が443筆、引受面積が3,217.8a、引受収量が10万8千141kg、農家負担は共済掛金が9,592円、賦課金が4万5,060円。農家掛金の合計が5万4,652円です。</p> <p>前年度と比べますと、表の右側の前年対比を見ていただき、72戸の減、209筆の減、1,574.6aの減、54,085kgの減という状況になっています。</p> <p>こちらですが、水稻共済が任意加入になったことに伴いましてこういう状況になっています。面積の前年比で67%になっています。</p>

事務局	<p>2ページをご覧ください。1ページの結果を取りまとめたものを2ページのように、兵庫県農業共済組合連合会の会長理事あてに、平成31年産農作物共済引受通知書として出しています。こちらが、令和元年産水稻の引受状況になっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>それでは報告事項、令和元年度産の水稻引受状況について事務局より説明がありましたが、何かご質問ございませんか。</p>
委員	<p>減ったのは川西市だけではないんだね。</p>
事務局	<p>そうですね。県下で7月23日時点の状況で、兵庫県全体で言うと、面積対比で、80.7%。だから兵庫県の平均よりは川西市は下回っています。</p> <p>県全体より阪神地区、神戸から猪名川までが、だいたい県平均を下回っている状況になるので、都市農業のところが減っています。</p>
委員	<p>自分のところの地区は生産組合で一括加入を辞めようという事になった。任意加入だったらもう入らなくてもいいと。</p>
事務局	<p>そういうところが多かったです。</p>
委員	<p>来年も減ると思う。</p>
委員	<p>田んぼはあるけど耕作するのを減らす。赤字で続けていけない。管理が大変です。</p>
委員	<p>草の管理で、除草剤をまくだけでもお金がいる。米作って赤字。だから止めようってことです。労働の費用はもちろん出ない。</p>
委員	<p>費用、生産組合にお金払うなどいろんなことのほかに、直接費用、農薬の費用など。</p>
委員	<p>生産組合にお金払うんですか？</p>
委員	<p>例えば生産組合、水利組合に管理費用を払います。面積当たりにすれば、結構負担が大きい。</p>
委員	<p>うちは生産組合にはお金は払わない。</p>
委員	<p>うちは獣害対策の費用に使います。ネットとかを買う。地区全体で畑をしているところの対策を行う。</p>

委員	<p>自分のところは1反500円を水利組合に払う。2反やったら1,000円程払うだけ。</p>
委員	<p>私のところは5万円ぐらい。</p> <p>毎日水の管理を順番で行っている。日当で8,000円から1万円、管理を行った人に払う、その費用。仕事出た日は返してもらう。半額ぐらい返ってくる。でも水の管理の役をしない人は払うのみで返ってこない。</p> <p>だから米を作るより管理費の方が高い。毎日管理しますからね。米を作ると絶対赤字です。</p>
委員	<p>さらにそこに機械がいる。</p> <p>苗買って肥料やって、虫対策をして。カメムシなどに対する薬を撒いて。すべてに対する管理を行って、市内で黒字になる家があれば、聞きたいくらいです。</p>
議長	<p>では次に報告事項2、令和元年度産の水稲損害評価方法及び日程について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。台風やイノシシ、シカなどによって水稲の圃場に被害が出た時に、被害があった農家さんから被害野帳が提出されることとなります。この野帳をもとに、生産組合長さん、損害評価委員さんに見てもらってその後に抜き取り調査ということで皆さんと一緒に県に調査や簡易実測調査に行くこととなります。</p> <p>共済の支払い対象となる事項ですけれども、3ページの真ん中に書いてあります。風水害、干害を始めとする20項目の事項となります。これらの共済事故以外の減収がある場合に、分割評価を行います。損害評価のときに、共済事故以外の要因、例えば肥培管理の不行き届きだったりとか病虫害防除の不適切などの要因を、通常の被害と分けて評価します。</p> <p>つまり、共済事項以外の要因による損害については損害として取り扱いません。その分割り引いて評価をすることとなります。</p> <p>その基準を、4ページに書いています。被害のあった農地を見ていただいて、例えば、水管理とか肥料の管理がやや悪いと判断される場合は、この4ページの表の一番上ですね。①に当てはまりまして、分割割合が5%っていうこととなります。この場合、全体の被害評価としては5%分が割り引かれるということとなります。</p> <p>次に5ページを開けてください。水稲実測調査時の刈取場所についてです。現地に行ったときに実際に稲を60株刈り取って重さを量って調査をします。</p> <p>この5ページの上の図を見ていただきまして、圃場を縦にみて二つに分割してそれぞれ斜めに線を引いた場所に刈取場所を設定していくイメージです。</p> <p>6ページ、ご覧いただけますでしょうか。こちらに今後の日程ということで記載しています。8月28日の今度の水曜日の生産組合長会で損害評価の説明を生産組合長さんにご説明しまして、その時に被害野帳を配布します。今後被害野帳の提出があったときに、また皆さんにご連絡をさせていただいて、調査を行います。今年もよろしくお願ひします。</p>

	<p>そのあと、10月30日に第2回の損害評価会を行います。この時に諮問、答申を行って、川西市内の被害状況を取りまとめます。取りまとめたものを県連合会を通じて農林水産省に報告しまして、最終的に被害があった農家さんにお金が支払われるのが、12月下旬頃になっています。損害評価報告の日程についての説明は以上になります。</p>
議長	<p>ただいまの説明内容について何かご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>今年も獣害が出ている。シカの害がひどい。</p>
委員	<p>あそこらはほとんど山際の田ばかりやから、一度入られて、味覚えられたら、何してもだめ。</p>
委員	<p>昨年度、営農計画書に書いていなくて被害の評価ができなかった田があった。産業振興課としても生産組合長を通じて周知してもらった。</p>
委員	<p>該当の田については新しく記入されていない。 ただ、今年そういう呼びかけを全体にしたことで、新しく書く人もいた。</p>
委員	<p>世代が変わったらだんだんわからなくなってくる。</p>
委員	<p>でも、地区の生産組合長なら知っているのでは？</p>
委員	<p>それでも、奥の方まで見にいかない。道路から見えるところは見てもみんな言うけども。横の繋がりがちゃんとあってこそ、お互いにどうこう言えるけど。横の繋がりがなかったらみんな分からなくなってくる。</p>
委員	<p>把握しにくいところもある。</p>
委員	<p>なかなかそこまでは難しい。自分で申請してくれたらいいけど、あそこだったら水稲共済に入って、被害があったら損害評価できるところでも申請しない人もいる。</p>
議長	<p>他にございませんか、質問など。 それでは次に行かせていただいてよろしいですか。 それでは、令和元年度水稲共済損害防止事業につきまして事務局の方からお願いいたします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。水稲共済損害防止事業ですが、被害の未然防止と品質の向上、安全な米の生産支援を図るために毎年行われている事業です。利用数がとても少ないですが、昨年度に引き続き本年度も獣害が増加していることを踏まえまして、広く被害の未然防止を図ることを目的として、アライグマ、ヌートリア用の捕獲オリ</p>

	<p>の貸し出しを行います。</p> <p>全体的な被害防止を図るために、水稻共済に入っている人の申請の提出であれば貸出可能にすることにしています。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>何基あるんですか？</p>
事務局	<p>昨年度 8 基購入しています。</p> <p>通常の檻の貸し出しを別で行っているので、緊急対応用ということで用意したのですが、通常の貸し出しで構わないという人が多く、さらに共済に入っている人が減ってきていることで、あまり利用がないです。</p>
委員	<p>これは生産組合長を通じてお願いするということですか。</p>
事務局	<p>周知は生産組合長を通じて、4月の時点で行っています。</p>
委員	<p>自分のところの地区は全面電柵を張っている。みんなやりはじめた。</p>
委員	<p>電柵は、1反ぐるっと巻いたら費用はどのくらい？</p>
委員	<p>安いやつで機械が 2 万 3、4000 円。セット全部入れたら 4 万円、5 万円前後。</p>
委員	<p>5 万円はかかります。10 万あったら十分。</p>
議長	<p>よろしいですか。では県下一つの組合での農業共済事業実施の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8 ページをご覧ください。農業共済事業が来年の 4 月から農業共済の新組合に移ります。それに従いまして、総代と損害評価委員さんを新しく選出する事になります。それに伴って急な話になりますが、今委員になっていただいているみなさんは任期が令和 2 年の 3 月末で終了になります。新組合に移るにあたって、農業共済条例が廃止になる予定ですが、その条例に基づいて皆さんに今委員さんをしていただいているため、根拠となる条例自体がなくなり、終了という事になります。</p>
委員	<p>じゃあ 3 年しなくていいということ？</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>来年度からは、また新しい人を選出しないといけない。</p>

委員	連続も可能ですか？
事務局	可能です。
委員	私たちがどうこうというより、生産組合通してそういう話になってくる。
委員	では持ち回りということですね、今期は終わり。
事務局	次の委員を選出する予定について、まだ確定ではないんですけど、今の時点でそういうふうになるだろう、というところでお伝えします。また今後変更になる可能性もあるので、ご了承ください。
事務局	<p>8ページを横に見ていただいて、新組合になると兵庫県全体が一つの評価地域になるので、今は損害評価委員さんに全部やってもらっていますが、仕事が分かれます。</p> <p>現地調査を行う調査委員と、調査を行った上で損害評価会において審議を行う審議委員さん、この2つに分かれます。今までは皆さんに調査委員の仕事と、審議委員の仕事どちらもやってもらっていましたが、現地に評価に行ってもらうことと、会議に集まってもらうこと、その2種類の仕事了新組合になった後は分かれることとなります。</p> <p>調査委員が基本的に損害評価会委員となる人みんな。その中から審議委員さんを選ぶ。皆で調査に行きます。その中から会議に出る人は一人です。</p>
委員	その会議はどこである会議ですか？
事務局	神戸です。
委員	それは大変ですね。
事務局	<p>そうですね。それが損害評価会委員さん。</p> <p>それとは別に、新組合になるにあたって、農業共済関連の川西市の代表となる、総代ってものを決める必要があります。任期については、総代が3年、損害評価会委員は3年と4カ月。どちらも令和5年の6月までになっています。</p> <p>それをまとめたのが8ページの表になりますが、総代と損害評価会委員について整理を行いました。</p> <p>左から選出地区、総代、損害評価会委員というのにまとめているのですが、それぞれの選出地区についてなんですが、まず一番上ですね。</p> <p>一番上の行ですが、今東谷地区の会長にやってもらっています。前は川西の人に会長をしてもらっていたので、川西、東谷っていう順番で次は多田、という順番になります。その人には川西の代表の総代と、調査委員、損害評価会委員さんとして調査に行く人になってもらおうと思っています。</p>

委員	<p>川西市の代表兼、現地へを回って被害の程度を決める調査委員さん、ということになります。この人については、農業保険法に基づいて、何らかの共済に入っている必要があります。</p> <p>川西市でいうと水稻共済もしくは建物共済、農機具共済に加入している人、多田地区の人、ということになります。</p> <p>二行目に行きます。調査委員と審議委員を兼ねるって書いてありますが、多田地区の副会長さんになってもらっていて、前は東谷地区の方が副会長になってくれたので、東谷、多田っていう順番。そのため、次は川西地区。この人に審議委員さんと調査委員さんをやってもらおうと思っています。</p> <p>この人には、現地を回って被害の程度を決める調査委員さん、調査の仕事と年に数回神戸で開催される損害評価会に出席してもらおうことになります。どちらもやってもらうという形です。</p> <p>ややこしいですね。</p>
事務局	<p>ややこしいです。ただそれ以外の川西地区の人一人、東谷地区の人二人については、調査委員さん、被害があった所を回ってもらって稲刈り取ってどれくらいの被害か調べることを調査委員さんにしてもらいます。</p> <p>9ページに選出のスケジュールをイメージ図で書いてみました。先ほども申しあげましたように、今の損害評価会議の皆さんについては9ページの表の現行委員の所ですが、3月末で任期が終了になります。</p> <p>新しく委員になる6人については10月の生産組合長会で推薦を依頼して、1か月後の11月末の生産組合長会で新委員を決定しようと思っています。</p> <p>令和2年、次の年明けてからの1月末に新組合の創立総会があります。この創立総会以降に損害評価会委員さんに就任をしていただきます。こちらの新組合創立総会には”総”っていうマークをつけていて、総代の人が出席します。</p> <p>その他に損害評価会っていうのが3月のところに書いてあると思うんですけど、3月には新しく審議委員さんになる人に損害評価会に出席してもらいます。こちらは、損害評価の仕方や、そもそも損害評価会とはどんなものかというようなことを説明する予定です。</p> <p>4月以降ですが、調査委員さんになった人6名全員には、麦の損害評価をやってもらいます。</p> <p>これもやってもらうか未定なところがありますが、1組合化になると、水稻と麦、川西市には今麦はないけれど、県一つになると、水稻と麦が農作物部会にくくられて、損害評価委員さんは水稻も麦も行ってもらわないと、ということになるかもしれない。分けられるかもしれない。未定ですが、一応載せています。</p> <p>麦の損害評価が4月5月。6月に新組合の総代会、JAさんの総代会と一緒にようなイメージですが、総代と損害評価会さんの3年の任期がそこから始まります。</p>

	<p>ですので、新しく選出された6人についてはそこから令和5年の6月まで総代とか、損害評価会委員さんとして就任していただくことになっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員	<p>現行の損害評価会委員と新組合の委員が重なるときがある。こんな時に会議はないけれど、2月と3月が重なっている。</p>
委員	<p>10月、11月になったら忙しい、</p>
事務局	<p>そうです。会議の日程の関係でタイトになります。</p>
委員	<p>水稲共済または建物農機具共済の加入者でないとだめでしょう？ 多田地区でも、水稲共済に入っていないと委員から外れることになる。</p>
事務局	<p>建物共済に入っていれば対象です。</p>
委員	<p>建物いうたって、農機具も入っていないと、建物農機具の共済でしょ、建物共済だけでもいいの？</p>
事務局	<p>いいです、建物か農機具かどちらかに入っていれば問題ないです。</p>
委員	<p>建物共済は皆入っているから。</p>
事務局	<p>新組合になると、市の公営ではなく組合営になるので、組合員に総代になってもらうという必要があります。</p>
委員	<p>農協さんと一緒やね、農協さんの総代と。</p>
事務局	<p>そうです。 水稲作ってなくても、研修を行うので、そこでカバーできるという考え方で。</p>
委員	<p>これ、生産組合長によく説明しとかんと。だいたい地区の慣習があるから。今回はうちの生産組合長が当番うちに当たったから委員をしてくれということで引き受けたけれど、そのへんをよく言わないと分からない。</p>
委員	<p>それこそ当たった地区の人でも、建物共済入っていない人になったら結局ダメ。</p>
委員	<p>米作ってなかったら委員になれない？</p>
事務局	<p>できたら米を作っている人がいい。</p>

委員	米を作っていなかったら損害評価の時に何もわからない。
事務局	条件とは言わないが、そっちの方が調査行った時も分かりやすいとは思いますが。
委員	携わってなかったら、分からない。携わった者でもなかなか分からないのに。
委員	損害評価に行けと言われて。確かにね、米作ってる人間がね、基本的に条件やね。
議長	それでは、本日の報告事項がすべて終わりましたので、議長を降壇させていただきます。本日はご苦労様でした。
事務局	会長、ありがとうございました。それではその他に移りまして、事務局より連絡事項を説明させていただきます。
事務局	そしたら最後、10 ページご覧ください。今日の午後からの研修です。 三田の有馬富士共生センターで1時から4時まであります。研修は去年も行っていたのですが、農業共済事業の概要とか損害評価の方法などの講義をします。そのあとに現地研修ですけれども、会場から徒歩5分の所と聞いています。どれくらい収量とれるのか検見するものです。
事務局	それでは本日の損害評価会を終了とさせていただきます。 お昼からもよろしくお願ひします。
	閉会 午前 11 時 20 分